

## 「宮城県生涯学習WEBサイト構築・管理運営業務」企画提案募集要領

この要領は、宮城県が実施する「宮城県生涯学習WEBサイト構築・管理運営業務」を業務委託するに当たり、事業の企画提案を広く募集し、総合的な審査により契約予定者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 1 業務の目的

本業務は、県民一人ひとりがそれぞれの希望やニーズに応じて、生涯にわたり学び続けられる環境を整備するため、また、個人の学びの成果が様々な場面で発揮されることで、地域や社会に好影響がもたらされることを目指して、県内で開催されるあらゆる生涯学習に関する講座等の情報や学びを活かす場の情報を県民に分かりやすく一元的に提供するポータルサイトを構築する。

### 2 業務の内容

#### (1) 委託業務の内容

「宮城県生涯学習WEBサイト構築・管理運営業務」企画提案依頼書（以下「依頼書」という。）のとおりとする。

#### (2) 委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日

（ただし、制作期間はテスト・動作確認、操作説明会を含め令和2年12月28日までとする）。

### 3 応募資格

次のすべての条件に該当する者のみ、応募することができる。

#### (1) 物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成9年宮城県告示

第1275号）第4条第2項の規定に基づく物品等調達に係る競争入札参加業者登録簿に登録された者であること。

#### (2) 宮城県に活動拠点（本社又は営業所等）を有している者

#### (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

#### (4) この事業の応募開始時から企画提案書提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。

#### (5) 宮城県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者

#### (6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件及び宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体に該当しないこと。

### 4 事業費(委託料の上限額)

3,152,000円（消費税地方消費税の額を含む）

## 5 募集内容に関する質問受付及び回答

本募集内容に関する質問については、質問書（様式第1号）を提出すること（口頭及び電話による照会については応じない）。

- (1) 受付期間 令和2年5月11日（月）から  
令和2年5月15日（金）まで
- (2) 提出先 宮城県教育庁生涯学習課（生涯学習振興班）
- (3) 提出方法 指定様式（様式第1号）を用いて、電子メールの方法により受け付けるものとする。  
電子メールアドレス [syogaki@pref.miyagi.lg.jp](mailto:syogaki@pref.miyagi.lg.jp)
- (4) 回答 質問による回答は、生涯学習課ホームページ上で公開する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答できない場合もある。

## 6 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和2年6月8日（月）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 持参又は郵送とする。  
※ 持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。また、郵送の場合は、封筒に「参加表明書在中」と朱書きし、簡易書留等の配達記録が残る方法とすること。
- (3) 提出先 宮城県教育庁生涯学習課（生涯学習振興班）  
〒980-8423  
宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号  
宮城県行政庁舎15階北側
- (4) 提出書類
  - イ 企画提案届出書（様式第2号） 1部
  - ロ 企画提案書 冊子 10部  
データを収納したCD-RまたはDVD-R  
A4判、片面印刷で35ページ以内（表紙及び目次はページ数に含まない。表紙を付け、ページの通し番号を付すこと。表紙には、提案者の名称を記載すること）。
  - ハ 企画提案募集条件に係る宣誓書（様式第3号） 1部
  - ニ 事業経費参考内訳書（様式第4号） 1部
  - ホ 本業務に関わる保有認証、資格保持している場合はそれを証するもの 1部
- (5) 提出後の原稿  
提出された書類について、提出後の差し替え、変更及び取消は一切認めない。また、提出された書類は、一切返却しない。
- (6) 無効の取扱  
次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合
- ロ 本募集要項要領等に従っていない場合
- ハ 下記7に示すプレゼンテーション審査に参加しなかった場合
- ニ 同一の団体が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- ホ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、または不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合
- ヘ 次に該当する場合

民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

(7) その他

- イ 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第5号）を提出すること。
- ロ 企画提案書の再提出は、認めない。
- ハ 取下書の提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。

## 7 契約相手方の決定

(1) 契約予定者の決定

「宮城県生涯学習WEBサイト構築・管理運営業務」プロポーザル方式等選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募者の企画提案内容を総合的に審査し、最も効率的かつ効果的な企画を提案した者1者を契約予定者として選定する。

(2) 審査方法

- イ 応募のあった企画提案書及び応募者による提案内容の説明（プレゼンテーション）を、下記（3）の審査基準に基づき委員ごとにそれぞれ採点評価・順位付けを行い、各委員が付けた順位点の総計が最も高い応募者1者を契約予定者として選定する。
- ロ イにおいて、順位点の総計が最も高い応募者が複数ある場合は、各委員が採点した評価点の総計が最も高い応募者1者を契約予定者として選定する。評価点が高同点の場合は、委員長が契約予定者を選定し、選定に当たり疑義が生じた場合は、選定委員会で協議の上、契約予定者を選定する。
- ハ イ及びロの規定にかかわらず、採点評価の結果、各委員が採点した得点の総計の平均が6割に満たない場合は選定しないものとする。
- ニ 応募者が3者を超えた場合は、プレゼンテーション審査の前に選定委員会において一次審査（書面審査）を実施し、プレゼンテーション審査に参加できる上位3者を選定する。

(3) 審査基準

- イ 評価点は、次の審査項目及び配点（合計140点）とする。

審査項目	配点
① 本サイトの構成（サイトデザイン含む） （イ） 利用者の見やすさ、使いやすさが考慮された設計及びデザインとなっているか。	10点
② ウェブアクセシビリティ （イ） ウェブアクセシビリティを実現させる手法が分かりやすくかつ効果的であるか。	10点
③ CMS（コンテンツマネジメントシステム）構築 （イ） 容易性、操作性に優れ、職員が必要な作業を効果的に行えるか。	10点
④ システム環境及び保守の概要、セキュリティ対策 （イ） セキュリティ対策が適切に行われ、信頼性の高いシステムが提案されているか。	10点
⑤ 掲載するコンテンツ （イ） すべてのコンテンツが掲載されているか。	10点
⑥ 本サイト運用支援 （イ） 操作研修や運用マニュアルの整備は適切か。 （ロ） 今後の管理運営費用（ランニングコスト）を抑える工夫がされているか。	10点
⑦ 講座・イベント情報の検索機能の概要 （イ） 検索項目は妥当か。 （ロ） 利用者が利用する場合の容易性、操作性に優れているか。	15点
⑧ 機能の拡張性及び柔軟性 （イ） SNS機能やeラーニング、掲示板機能について、今後搭載することを考慮したサイトになっているか。	15点
⑨ 事業の実施及び管理体制等 （イ） 事業の実施及び管理体制は妥当か。	20点
⑩ 本業務委託契約の締結を令和2年6月下旬とした場合の具体的な工程 （イ） 必要な作業項目をもれなく把握した上で、無理のないスケジュールを組んでいるか。	10点
⑪ S L A（Service Level Agreement） （イ） 提案内容は妥当か。	5点
⑫ WEBサイトのマニュアル作成 （イ） 操作研修や運用マニュアルの整備は適切か。	5点
⑬ システム導入実績 （イ） システム導入実績について経験等が十分であるか。	5点
⑭ その他 （イ） その他特に評価すべき提案があるか。	5点

ロ 順位点は、次のとおりとする。

1位：2点 2位：1点 3位：0点

(4) 一次審査（書面審査）

イ 実施日 令和2年6月9日（火）

ロ 審査方法

応募のあった企画提案書について、(3) 審査基準に基づき審査し、上位3者を選定する。採点評価・順位付けは(2) イ及びロに規定する方法に準ずる。

ハ 一次審査結果の通知

全ての応募者に対し、令和2年6月11日（木）に選定結果及び上位3者に対してはプレゼンテーション審査日程を電子メールにて通知する。

(5) プレゼンテーション審査

イ 実施日 令和2年6月17日（水）

ロ 実施会場 宮城県庁行政庁舎

ハ 審査方法

(イ) 参加者は、応募者1者につき3名以内とする。（このプロジェクトに従事する者を必ず含む）

(ロ) 応募者1者当たりの持ち時間は30分（説明20分、質疑応答10分）とし、応募者ごとに個別に行うものとする。

(ハ) プレゼンテーション審査に参加しない応募者の提案は、無効とする。

(二) 応募者は、応募した企画提案書（書面）に基づいて提案内容の説明を行うものとする。なお、プロジェクター及びパソコンの使用は認めるが、当日の追加資料の配布や資料の差し替え等は認めない。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、プレゼンテーション審査の実施方法を変更する場合は、別途通知する。

二 プレゼンテーション審査結果の通知

審査終了後は、プレゼンテーション審査に参加した全ての応募者に審査結果を速やかに通知するほか、企画提案者の名称及び評価点数を公表する。ただし、公表に当たっては、選定された契約予定者以外は個別の評価点数が特定できないよう配慮する。

(6) その他

審査（選定）内容に関する質問には応じられない。

## 8 委託契約について

原則として、選定委員会で選定された契約予定者に当該業務を委託することとする。

県は、選定した契約予定者と別途見積合わせを実施し、契約金額を確定した後に業務委託契約を締結するものとする。なお、契約締結後、消費税及び地方消費税率が変更になった場合は、変更契約を行うもの。

また、選定された者が業務委託契約を辞退した場合にあっては、企画提案の審査で次点

の評価を受けた者を契約予定者とする。また、委託業務の実施に関して、受託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と契約予定者で協議の上、決定するものとし、協議が整わなかった場合は企画提案の審査で次点の評価を受けた者を契約予定者とする。

## 9 企画提案実施に係るスケジュール

- (1) 企画提案募集に関する公告・・・・・・・・・・・・・・・・令和2年5月7日（木）  
（県出納局契約課及び県教育庁生涯学習課のホームページに掲載する）
- (2) 募集内容に関する質問受付・・・・・・・・令和2年5月11日（月）から  
令和2年5月15日（金）午後5時まで 必着
- (3) 質問に対する回答・・・・・・・・・・・・・・・・令和2年5月21日（木）
- (4) 企画提案書の提出締切・・・・・・・・令和2年6月8日（月）午後5時まで 必着
- (5) 一次審査（応募者が3者を超えた場合）・・・・・・・・令和2年6月9日（火）
- (6) 一次審査の結果（応募者が3者を超えた場合）及び  
プレゼンテーション審査の日程通知・・・・・・・・令和2年6月11日（木）
- (7) プレゼンテーション審査・・・・・・・・・・・・・・・・令和2年6月17日（水）
- (8) プレゼンテーション審査結果の発表・・・・・・・・令和2年6月19日（金）

## 10 注意事項

- (1) 企画提案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- (2) 県は、企画提案者から提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的に使用しないものとする。
- (3) 企画提案者は、本業務に関して県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (4) 企画提案に参加する者が不穏な行動をするとき、又は企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、プロポーザル方式による企画提案の実施を延期または取り止めることがある。
- (5) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、非開示部分（個人情報や公開することにより企画提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報など）を除き、開示することとなる。